

標 題：

シンガポール政府の定める A1 海域及び
A2 海域、並びに GMDSS 船舶の無線
通信要員について

NKテクニカル インフォメーション

No. : 253

Date : 平成10年4月23日

関係船主・造船所 各位

1. シンガポール政府は、同国沿岸から30海里以内を A1 海域、及び A1 海域を除く200海里以内をA2海域と定める作業中で、これ等の海域内を航行する船舶は「A1 海域」、或いは「A1 海域及び A2 海域」に適した GMDSS 無線設備を装備する事が出来る旨の通知がありましたのでお知らせします。
2. シンガポール籍 GMDSS 船舶に要求される無線通信要員の資格及び人数につきましては、NK テクニカルインフォメーション No.169(平成7年10月20日付)にてお知らせしましたが、このほど同国政府から、各海域を航行するシンガポール籍 GMDSS 船舶に要求される無線通信要員の資格及び人数について、下記の通り変更する通知がありましてのでお知らせします。

シンガポール籍 GMDSS 船舶に要求される無線通信要員

海域	要求される無線通信要員
海域 A1	少なくとも ROC を所持する者(非専任*)1名
海域 A1+A2	GOC を所持する者(非専任*)1名
海域 A1+A2+A3	次のいずれか： (1) GOC を所持する者(非専任*) 少なくとも 2 名 (2) GOC を所持する者(専任**) 1名

*:「非専任」とは、遭難/安全無線通信及びその他の一般無線通信に従事する為に雇用されていない者をいう。但し、2名以上いる場合、その内の1名は、船舶が遭難した際、無線通信についての第一の責任を有する者として指名される。

**:「専任」とは、遭難/安全無線通信及びその他の一般無線通信に従事する為の職員として雇用されている者で、船舶が遭難した際、無線通信についての第一の責任を有する者をいう。

以 上

お問い合わせ： 材料艀装部

Tel : 03-5226-2020

Fax : 03-5226-2019

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567